

# 観光ビジネスチャレンジ支援事業実施要領

## (趣旨)

第1 この要領は、観光ビジネスチャレンジ支援事業補助金交付要項（以下「要項」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象期間)

第2 要項第2条の規定による対象となる期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月10日までの期間とする。

## (対象者)

第3 要項第2条の規定による対象となる者は、令和2年7月豪雨による災害救助法を適用している市町村（※）に営業所を有し、国内観光客の誘客促進に取り組む県内の民間事業者、観光協会、商工会議所、商工会、経済同友会、中小企業団体中央会及び協議会等

※八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、天草市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

## (対象事業)

第4 要項第2条の規定による対象となる事業は、第3に規定する営業所において、本県の観光における、新たな消費拡大に繋がる観光商品・メニュー・コンテンツ等の造成・制作に係る事業とし、下記を満たす事業とすること。

- (1) 新たな消費機会を創出する観光コンテンツの制作やサービスであること  
(令和3年度において、本事業の補助金の交付を受けた事業者は、令和3年度に適用された事業と類似しないこと)
- (2) テーマ性（ナイト・早朝、グルメ、伝統・文化、自然体験、スポーツ等）があること
- (3) ビジネス戦略や事業計画（3年以上）があること（単発及び恒例イベントは不可）
- (4) 情報発信のみの事業ではないこと
- (5) 行政庁等の認可・許可が必要な場合は、当該認可・許可等を受けられることが確実に見込まれている事業であること

## (対象経費)

第5 要項第2条の規定による対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助経費の対象外とする。

- (1) 団体の組織や施設の運営に要する経費（例：人件費等）
- (2) 飲食に要する経費（例：懇親会費等）
- (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (4) 土地・建物の取得、補償に要する経費
- (5) 備品等の取得をする場合の登録、保険等の諸経費
- (6) 消費税等
- (7) その他甲が不相当と認める経費

2 補助事業に参加料、入場料、売上金等の事業収入がある場合は、第1項に規定する補助対象経費から控除するものとする。ただし、補助対象外経費に充当する目的で徴収して得た事業収入については、この限りでない。

(補助金の交付額)

第6 要項第2条の規定による補助金の交付額は、第5第1項に規定する対象経費の3分の1以内の額とする。

2 第5第2項に規定する事業収入がある場合は、前条第1項に規定する補助対象経費から当該事業収入を控除したものの3分の1以内の額とする。ただし、第5第2項ただし書に規定する事業収入がある場合は、第5第1項に規定する補助対象経費から第5第2項に規定する補助対象外経費に充当する目的で徴収した事業収入（補助対象外経費の額を上限とする。）を除いた事業収入を控除した額の3分の1以内の額とする。

3 第2項で算出した額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

○補助率：補助対象経費の1／3以内

※残り2／3の対象経費は、必要に応じ、県中小企業融資制度の経営革新等支援資金等を活用。

○予算額：5, 000千円

(以上)